

人権の尊重

企業活動のグローバル化が進み、企業の人権への取り組みに対して、社会からの関心が高まっています。また、サントリーグループにとっても、CSR重点課題への取り組みにあたり、ステークホルダーの人権を尊重していくことが極めて重要だと考えています。人権に配慮した活動を推進するため、人権リスクマップを作成し現状を整理するとともに、従業員やサプライチェーンに対する働きかけを行うなど、従来の取り組みを一層強化しています。

■ 人権課題に対する取り組みに向けて

サントリーグループは、2013年から、人権課題により一層取り組んでいくために、企業倫理綱領など既存の枠組みだけでなく、人権リスクマップの作成や調達先のモニタリングを開始しています。

■ 人権方針の策定

サントリーグループは、人権についての活動方針を定め、その遵守に努めています。

サントリーグループ 企業倫理綱領(抜粋)

(2003年制定、2012年4月改定)

II. 企業行動規範

6. すべての人々の人権を尊重するとともに、働きがいのある企業グループの実現を目指します。
 - ア. あらゆる企業活動において、児童労働や不当な労働の強制を認めません。
 - イ. 個人の人権と人格を尊重し、不当な差別やハラスメント等を排除して、公正な処遇がされる職場環境をつくります。人権侵害が発覚した場合には、当事者のプライバシーを守りつつ、再発防止を含め速やかに適切な対応をとります。
 - ウ. 心身ともに健康で、安全かつ安心していきいきと働くことができる職場環境を築きます。
 - エ. 多様な個性を持つ、すべての人が率直に意見や行動を示せるよう、互いの考え方や立場を尊重し、自由闊達で風通しの良い職場風土の醸成に努めます。
 - オ. 一人ひとりが仕事に誇りと責任を持ち、個性を発揮しながら自律的に目標にチャレンジし、自身の成長とともに、ゆとりと豊かさを実現できる活力ある企業グループを目指します。

サントリーグループCSR調達基本方針(抜粋)

(2011年制定)

サントリーグループは、企業理念「人と自然と響きあう」と企業倫理綱領に基づき、安全・安心で高品質な商品・サービスをお届けするために、公正・公平な取引を実施し、サプライチェーンのお取引先とともに、人権・労働基準・環境などの社会的責任にも配慮した調達活動を推進します。お取引先との良好なパートナーシップを構築し、真に豊かで持続可能な社会の実現に貢献します。

2. 人権・労働・安全衛生への配慮

基本的人権を尊重し、労働環境や安全衛生に配慮した調達活動を推進します。

■ 人権リスクマップの作成と評価

サントリーグループは、2013年10月にCSR推進部、人事本部、コンプライアンス室が中心となり、人権リスクマップを作成しました。また、作成したマップをデンマーク人権研究所「DIHR(The Danish Institute for Human Rights)」に送り、グローバルな総合酒類食品企業として留意すべき事項についてアドバイスをもらいました。

■ 従業員の意識向上に向けた取り組み

人権意識の向上や人権尊重の企業風土づくりを組織全体で実践していくため、啓発・教育活動を推進しています。

社内人権研修・啓発活動の積極的推進

新任役員、新任管理者、生産工場リーダー、新入社員などの階層別研修で継続的に人権教育を実施しています。

また、社外講師による人権講演会も継続して実施しています。2014～2015年の2年間は、「職場を元気にする人権」がテーマです。各事業所にも人事部が訪問し、DVD視聴によるセミナーを実施しています。



人権講演会風景

ハラスメントe-ラーニングの実施

2013年は国内グループ会社の従業員を対象に、ハラスメントへの正しい理解を深めるためのe-ラーニングを実施し、意識の醸成を図りました。

■ サプライヤーとのCSR調達

アンケートによる確認

サントリーグループは、2012年から原料部と包材開発部の主要取引先を対象に、CSR調達アンケートを実施しています。アンケートでは、基本的人権を尊重し、労働環境や安全衛生に配慮しているかを中心に確認しています。

児童労働・強制労働に関するモニタリングを開始

サントリーグループでは、2014年から、児童労働・強制労働などの人権課題に関して、海外の調達先を訪問してヒアリングを開始します。2014年は、欧州の麦芽・ホップの生産者を対象に行う予定です。

コーポレート・ガバナンス／コンプライアンス／リスクマネジメント

お客様や社会から信頼される企業であり続けるために、
マネジメント体制の強化・拡充に努めています。

サントリーグループの コーポレート・ガバナンス

サントリーグループは「グループ経営」と「業務執行」を分離させる純粋持株会社制によるグループ経営体制を導入しています。企業理念「人と自然と響きあう」を実現するには、社会から信頼され、必要とされる企業グループであり続ける必要があります。そのために、経営の効率性を高め、地域社会やお客様、ビジネスパートナーなどすべてのステークホルダーと良好な関係を保ちます。そして、企業としての社会的責任を果たすため、コーポレート・ガバナンスの充実に努めています。

グループ経営を担う各種会議体

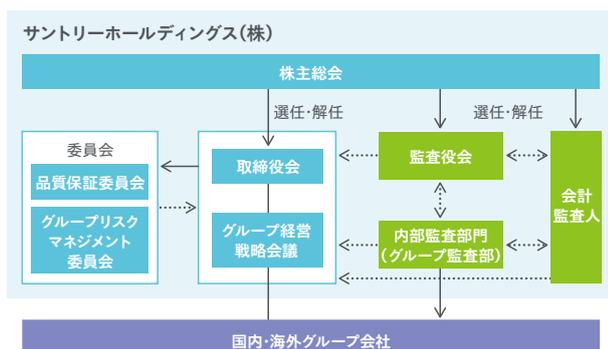
サントリーホールディングス(株)の取締役会は11名の取締役(うち社外取締役1名)で構成され、グループ経営に関わる課題の意思決定を行うとともに、グループ各社の業務執行を監督する役割を担っています。取締役会のもとには、トップマネジメント層から構成される「グループ経営戦略会議」を置き、グループ全体の経営課題を具体的に検討・協議することで、効率的かつ効果的なグループ経営を運営しています。

また、執行役員制度の導入により、経営の意思決定と業務執行を分離し、機動的な経営意思決定を実現する体制を整えています。

経営を監査する体制

サントリーホールディングス(株)の監査役会は4名の監査役(うち社外監査役2名)で構成されています。監査役会は、取締役の業務執行をはじめ、内部統制システムの整備状況、

コーポレート・ガバナンス体制



グループ経営全般に関わる業務執行状況について監査しています。加えて、外部監査法人が会計監査を実施し、会計や会計に関わる内部統制の適正性および適法性について、第三者の立場から検証しています。

また、グループ各社の業務執行状況などを監査・検証する内部監査部門としてグループ監査部を置き、社内規定に基づいて、業務執行の適正性および健全性の維持に努めています。

内部統制システムの強化

サントリーホールディングス(株)の取締役会で決議した「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、コンプライアンスや情報管理、リスクマネジメントなどの取り組みを強化することで、より実効性のあるガバナンス体制の構築を目指しています。

TOPICS

サントリー食品インターナショナル(株)の コーポレート・ガバナンス体制

2013年7月に東京証券取引所市場第一部に上場したサントリー食品インターナショナル(株)では、取締役9名(うち社外取締役1名)および監査役4名(うち社外監査役2名)で取締役会を構成し、透明性の高いガバナンスを維持するための体制を整えています。

また、「内部統制システム構築の基本方針」を策定した上で、取締役会の委嘱を受けた「リスクマネジメントコミッティ」や「品質保証委員会」を設置し、グループ経営上重要なリスクを網羅的・総括的に管理しています。

「企業倫理綱領」に基づくコンプライアンス推進

サントリーグループの全従業員が共通の価値観をもち、共通の基準で行動できるよう、2003年に「サントリーグループ企業倫理綱領」を制定しました。この綱領に基づき、グループ横断的な視点からコンプライアンス推進体制を整備しています。

また、2012年には社会的責任に関する国際規格ISO26000を参照し、企業倫理綱領を「考動」の新たな指針とすべく、内容を改定し、企業理念の実現のための土台を担う行動原則(Our Principles)と位置づけました。

サントリーグループ企業倫理綱領
(2003年制定、2012年4月改定)

I. 企業倫理憲章

私たちが関わるすべてのステークホルダーに対して、

1. 誠実であること
2. 公平で公正であること
3. 透明であること
4. 社会的な責任を果たすこと
5. 多様な価値観の存在を受け入れること
6. 信頼と思いやりをもって接すること

II. 企業行動規範

1. お客様の喜びと幸せに貢献できるよう、安全で安心な質の高い商品やサービスを提供するとともに、誠実に透明なコミュニケーションに努めます。
2. 法令を遵守し高い倫理観に則った活動を進めます。
3. 公正で透明な事業活動を展開します。
4. よき企業市民として積極的に社会貢献活動を行います。
5. 地球環境の保全に真剣に取り組み、自然と調和し生物多様性に富んだ持続可能な社会を次世代に引き継ぎます。
6. すべての人々の人権を尊重するとともに、働きがいのある企業グループの実現を目指します。
7. 会社財産や情報等は、適切な保全・管理に努め有効に活用するとともに、第三者の権利を尊重します。

コンプライアンス・ホットラインの運用

「企業倫理綱領」に反する行為を早期に発見し解決するため、グループ全体の共通窓口としてコンプライアンス室と社外の法律事務所に「コンプライアンス・ホットライン(内部通報制度)」を設置しています。さらに、国内グループ11社が独自の窓口を運営しています。2013年はグループ全体で132件の通報があり、そのうち約3分の2は労務・人事とマネジメントに関する内容でした。通報案件に対しては、コンプライアンス室やグループ各社担当部署が関係者のプライバシー保護に配慮した調査のもと、是正・勧告などの対応を行い、問題の改善や再発防止策の運用を確認しています。

コンプライアンス浸透・定着のための活動

グループ全役員・従業員が「企業倫理綱領」を理解、実践していけるよう、サントリーグループの理念や「企業倫理綱領」をまとめた小冊子を配布しています。

また、コンプライアンス浸透活動として、イントラネット上で定期的な情報発信を継続しています。2013年は、国内グループ各社でハラスメントをテーマとしたe-ラーニングを実

施しました。海外グループ会社に対しては、コンプライアンス推進状況を把握するための調査を実施しました。

リスクマネジメント

サントリーグループのリスクマネジメントは、グループ各社における業務執行レベルでの自社管理・実行を原則としています。一方で、グループ全体のリスクに関する課題解決に取り組むため、「グループリスクマネジメント委員会」と「品質保証委員会」を設置しています。

リスクの把握と特定

サントリーグループでは、毎年、グループ全社を対象としたリスクの棚卸しを行い、ステークホルダーの皆様には大きな影響を及ぼすおそれのあるリスクを特定し、対策を講じています。その一環として、大規模地震などの災害発生に備えた「事業継続計画(BCP)」策定や、災害時の体制および対応手順の整備、安否確認システム構築に取り組んできました。

2013年の最重要リスク(=定常リスク)は「大規模自然災害」「感染症(新型インフルエンザほか)」「情報漏洩」「メンタルヘルス」「長時間労働・サービス残業」「適正飲酒(飲酒運転・飲酒時トラブル)」の6項目です。

クライシスマネジメント体制の整備

サントリーグループでは、「リスク・クライシス初動対応マニュアル」(2011年策定)をはじめ、クライシス(重大な危機)への対応基盤を構築しています。万一の発生時にも、迅速な意思決定と情報伝達、適切な対処によって影響や被害を極小化し、社会的信頼を保持することを目指しています。

情報セキュリティの強化

サントリーグループでは「セキュリティ」「情報の活用」「事業継続性の維持」の観点から「サントリーグループ情報セキュリティガバナンス基本方針」を定めています。また、ソーシャルメディアでの情報漏洩などのリスクに備え、利用姿勢を定めた「サントリーグループソーシャルメディアポリシー」を制定しています。